

新・世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その一）



研究センター理事長
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

これまで所長として「世界の人権はいま―普遍的定期審査の現場から―」を連載していたが、新たに理事長の立場で執筆の依頼があったので、「新・世界の人権はいま―普遍的定期審査の現場から―」と題して連載を続けることになった。引き続きご愛読いただければ幸いである。

日本の普遍的定期審査（UPR）の場で、これまでご紹介した死刑や慰安婦の問題とともに、国際的な批判の対象になっているのが、被疑者を長期間勾留する結果につながる、いわゆる「代用監獄」の問題である。

日本の第二回UPRの事前質問の中で、英国から「被拘禁者の扱いに関する国際基準に適合するように代用監

獄制度を改善するのか」、またドイツから「警察署での取調べに関する警察内部規則が守られていることを政府はどうやって確かめるのか」、さらにチェコから「被拘禁者が弁護人の立会いの下で取調べが行われ及び弁護人との迅速かつ妨げられない交通権が保障されるためにはどのような措置がとられているのか」との質問がなされた。

これに対して、日本政府は、「日本では、留置施設における人権及び適切な処遇を担保する制度が設けられている。刑事司法手続の下では、的確な捜査の円滑かつ効率的な実施の観点から、警察の施設に被疑者を勾留することは重要な役割を果たしている。警察の留置施設は通常、被留置者の家族や弁護人が面会に訪れやすい場所にある。刑事収容施設法は、留置業務に従事する警察官は被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならないとする『捜査と留置の分離』の原則を明記している。弁護士を委員に含む、警察から独立性を有する委員会が留置施設を視察する。被勾留者は警察を管理する都道府県公安委員会に対して不服申立てをすることもできること」、「警察の留置施設における被留置者の弁護人への交通権につ

いては現在制限がない」旨を回答した。

しかし、こうした回答は、留置施設に勾留されている被疑者の人権を問題にしている各国の質問に対し、捜査当局の円滑かつ効率的な実施の観点や被疑者の家族や弁護人のアクセスの便宜を強調したきらいがあり、両者の間にずれが生じている。実際、UPRの場では、スイスが「『代用監獄』の收容制度に懸念を表明」し、チェコは「勾留者の保護の強化の必要性」に言及し、「被留置者が弁護士の立会いなしで取り調べを受けることがないこと、及び弁護士への迅速かつ妨害のない交通権を確保するため法律の制定その他の手段をとること」を勧告した。

この他、スペインが「勾留に関する代用監獄制度を見直すこと、自由権規約に従い自由を奪われた全ての人々が遅滞なく司法審査を受けることを確保すること」を、またスイスが「代用監獄制度を廃止または国際法に合致するよう改革すること」、「被留置者が弁護士の立会いなしに取調べを受けないこと及び弁護士への迅速かつ妨害のない交通権を確保することにより、国際基準に従うよう勾留制度を改革すること」を、さらにフランスは「勾

留中の者が弁護士の支援を受ける権利を含め、国際人権基準に合致するよう代替收容制度を改革すること」を、最後にドイツが「代替收容制度（代用監獄）が自由権規約第14条に規定される保障の全ての完全に遵守することを確保すること」を勧告した。

これに対して、日本政府は、「我が国では、迅速かつ厳格な司法審査を経て被疑者の身柄拘束が行われている」とし、「代替收容制度は刑事司法制度の下で重要な役割を果たして」おり、「現状においては、見直しをする必要はないと考えている」として、勧告を受け入れなかった。

日本政府は、この第二回UPRの際の日本政府報告書において、「警察においては、二〇〇八年一月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、警察捜査における取調べ適正化指針を取りまとめ、取調べに対する監督の強化、取調べ時間の管理の厳格化及び捜査に携わる者の意識向上等、これに基づく各種施策を推進している」と述べており、当面、代用監獄に関する議論は続きそうな感じである。